

2023年JAF国内競技車両規則 第3編スピード車両規定

※下線部分：変更箇所

2023年規定	2022年規定
<p align="center">第1章 一般規定</p>	<p align="center">第1章 一般規定</p>
<p>第1条 [略]</p>	<p>第1条 [略]</p>
<p>第2条 車両の定義</p>	<p>第2条 車両の定義</p>
<p>2.1) スピードP車両 (P車両)</p>	<p>2.1) スピードP車両 (P車両)</p>
<p>道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という)に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているものおよびJAF登録車両規定第2条2による車両。<u>ただし、当該自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されていない輸入自動車は、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、GF等)を含んだ型式が記載されている場合に限り、型式指定番号が記載されているものとして取扱う。</u>)で、第2章スピードP車両(P車両)規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両。</p>	<p>道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)(以下「保安基準」という)に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているものおよびJAF登録車両規定第2条2による車両。)で、第2章スピードP車両(P車両)規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標(車両番号標)を有し、運行の用に供することができる(自動車検査証の有効期間内)車両。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2.2) スピードPN車両 (PN車両)</p>	<p>2.2) スピードPN車両 (PN車両)</p>
<p>保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。<u>ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、GF等)を含んだ型式が記載されている場合および、本編第3章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。</u>)</p>	<p>保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。<u>ただし、本編第3章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。</u>)</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>2.3) スピードN車両 (N車両)</p>	<p>2.3) スピードN車両 (N車両)</p>
<p>保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。<u>ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、GF等)を含んだ型式が記載されている場合および、本編第4章の</u></p>	<p>保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。<u>ただし、本編第4章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。</u>)</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

規定に基づく改造についてはこの限りではない。

[略]

2.4) スピードSA車両 (SA車両)

保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、GF等)を含んだ型式が記載されている場合および、本編第5章第1条の1.2)及び1.4)の規定に基づく改造についてはこの限りではない。

[略]

2.5) ~ 2.8) [略]

2.9) スピードAE車両 (AE車両)

電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両で、保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、輸入自動車であって、当該自動車検査証の型式欄に排出ガス識別記号(E、GF等)を含んだ型式が記載されている場合および、本編第10章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。

[略]

第3条 [略]

第4条 車体の定義

4.1) ~ 4.1.2) [略]

4.2) オープンカー

完全なオープン車体構造の車両およびコンバーチブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)をオープンカーという。

同一の系列に属する車体はすべて同種でなければならないが、〈サンルーフ〉はこの限りではない。

コンバーチブル車両はオープンカーに適用される規則にすべて合致しなければならない。

なお、コンバーチブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)のうち、電動開閉式ハードトップルーフをメーカーラインオフ時に装備している車両は、当該部位が全閉状態の場合、オープンカーとは見なさない。

2.4) スピードSA車両 (SA車両)

保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第5章第1条の1.2)及び1.4)の規定に基づく改造についてはこの限りではない。

[略]

2.5) ~ 2.8) [略]

2.9) スピードAE車両 (AE車両)

電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両で、保安基準に適合し、かつメーカーラインオフ時の諸元が変更されていないもの(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの。ただし、本編第10章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。

[略]

第3条 [略]

第4条 車体の定義

4.1) ~ 4.1.2) [略]

4.2) オープンカー

完全なオープン車体構造の車両およびコンバーティブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)をオープンカーという。

同一の系列に属する車体はすべて同種でなければならないが、〈サンルーフ〉はこの限りではない。

コンバーティブル車両はオープンカーに適用される規則にすべて合致しなければならない。

なお、コンバーティブル車体構造の車両(開閉または脱着可能な屋根を備えた車両)のうち、電動開閉式ハードトップルーフをメーカーラインオフ時に装備している車両は、当該部位が全閉状態の場合、オープンカーとは見なさない。

※コンバーチブル車両：Tバールーフ（Tバーとせずにジムカーナ競技に参加する場合は、オープンカーとは見なさない）、タルガトップ、キャンバストップ等。

第5条～第7条 [略]

第8条 燃料

8.1)～8.3) [略]

8.4) 第4編に定める燃料の使用

第4編カーボンニュートラルに関する共通規定に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。

第9条 [略]

第2章 スピードP車両規定

第1条 安全規定

1.1) すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」 および下記条件に従うこと。

1)～3) [略]

1.2)～1.3) [略]

第2条～第4条 [略]

第5条 制動装置

5.1) パッドおよびブレーキシューは材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材（カーボン100%）は使用できない。

5.2) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的

※コンバーティブル車両：Tバールーフ（Tバーとせずにジムカーナ競技に参加する場合は、オープンカーとは見なさない）、タルガトップ、キャンバストップ等。

第5条～第7条 [略]

第8条 燃料

8.1)～8.3) [略]

8.4) F I Aが定める燃料の使用

2022年F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項第252条第9項～同9.4.1)に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。

第9条 [略]

第2章 スピードP車両規定

第1条 安全規定

1.1) すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」 および下記条件に従うこと。

1)～3) [略]

1.2)～1.3) [略]

第2条～第4条 [略]

第5条 制動装置

パッドおよびブレーキシューは材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材（カーボン100%）は使用できない。

としたスプリングの追加が許される。

第6条～第7条 [略]

第3章 スピードPN車両規定

第1条 安全規定

1. 1) すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ～3) [略]

1. 2) ～1. 3) [略]

第2条 [略]

第3条 エンジン

3. 1) [略]

3. 1. 1) フライホイール：元のフライホイールを修正加工したり、また他のものに
に変更および交換できる。

3. 1. 2) 補機バッテリー（12Vバッテリー）：車室内に補機バッテリーが露出し
ている場合は、強固に固定された補機バッテリー（12Vバッテリー）ボックス
を設置しなければならない。

3. 2) ～3. 4) [略]

第4条 [略]

第5条 駆動装置

5. 1) クラッチ：ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフト
フロントカバー、クラッチリリースシリンダーおよびベアリングの材質を含み
変更することができる。ただし、カーボン製（カーボン含有率がすべてを占める
もの）の使用は認められず、機械式クラッチを電磁クラッチに、電磁クラッチを
機械式クラッチに変更することは認められない。

第6条～第7条 [略]

第3章 スピードPN車両規定

第1条 安全規定

1. 1) すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ～3) [略]

1. 2) ～1. 3) [略]

第2条 [略]

第3条 エンジン

3. 1) [略]

3. 2) ～3. 4) [略]

第4条 [略]

第5条 駆動装置

5. 1) クラッチ：クラッチディスクおよびクラッチカバーは、数および直径を除き
変更することができる。ただし、カーボン製（カーボン含有率がすべてを占める
もの）の使用は認められない。

5.2) ~ 5.4) [略]

第6条 制動装置

6.1) パッドおよびブレーキシューは材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材（カーボン100%）は使用できない。

6.2) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にロックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。

第7条 サスペンション

7.1) ~ 7.2) [略]

7.3) ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。また、アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。
遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.4) スタビライザー：同一車両型式に純正部品および、メーカーオプションで設定されている部品に限り、取付け、取外し、交換が許される。

第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第5編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) [略]

9.1.1) 空力装置

第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①~③ [略]

④第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

5.2) ~ 5.4) [略]

第6条 制動装置

パッドおよびブレーキシューは材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材（カーボン100%）は使用できない。

第7条 サスペンション

7.1) ~ 7.2) [略]

7.3) ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。

遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) [略]

9.1.1) 空力装置

第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①~③ [略]

④第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

[略]

9. 1. 2) ~9. 1. 4) [略]

9. 1. 5) タワーバー：同一車両型式に設定されている純正部品および、メーカーオプションで設定されている部品に限り、取付け、取外し、交換が許される。

9. 1. 6) マッドフラップ [略]

9. 1. 7) アンダーガード [略]

9. 2) ~9. 2. 10) [略]

第4章 スピードN車両規定

第1条 安全規定

1. 1) [略]

1. 2) 安全ベルト

すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~3) [略]

1. 3) ~1. 4) [略]

第2条 [略]

第3条 エンジン

3. 1) ~3. 1. 2) [略]

3. 1. 3) 補機バッテリー：動力源としない補機バッテリーについては、形状、容量、端子は自由。補機バッテリー（12Vバッテリー）の電圧および搭載位置を変更してはならない。ただし、車室内に補機バッテリーが露出している場合は、強固に固定された補機バッテリー（12Vバッテリー）ボックスを設置しなければならない。

[略]

3. 1. 4) ~3. 4) [略]

第4条~第8条 [略]

[略]

9. 1. 2) ~9. 1. 4) [略]

9. 1. 5) マッドフラップ [略]

9. 1. 6) アンダーガード [略]

9. 2) ~9. 2. 10) [略]

第4章 スピードN車両規定

第1条 安全規定

1. 1) [略]

1. 2) 安全ベルト

すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~3) [略]

1. 3) ~1. 4) [略]

第2条 [略]

第3条 エンジン

3. 1) ~3. 1. 2) [略]

3. 1. 3) 補機バッテリー：動力源としない補機バッテリーについては、形状、容量、端子は自由。補機バッテリー（12Vバッテリー）の電圧および搭載位置を変更してはならない。

[略]

3. 1. 4) ~3. 4) [略]

第4条~第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第5編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) ~ 9.1.1) [略]

9.1.2) 空力装置

第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①~③ [略]

④第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

[略]

9.1.3) ~ 9.3.10) [略]

第5章 スピードSA車両規定

第1条 安全規定

1.1) [略]

1.2) 安全ベルト

すべての車両にFIA公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~ 3) [略]

1.3) ~ 1.4) [略]

第2条 [略]

第3条 エンジン

3.1) ~ 3.2) [略]

3.3) 吸・排気系統

3.3.1) [略]

3.3.2) マフラーおよび排気管：マフラーおよび排気管（原動機の排気ポート以降の触媒コンバーターを除く管）は、材質、形状（管の太さ、口径等を含む）お

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) ~ 9.1.1) [略]

9.1.2) 空力装置

第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための前後スポイラーを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

①~③ [略]

④第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準」を参照すること。

[略]

9.1.3) ~ 9.3.10) [略]

第5章 スピードSA車両規定

第1条 安全規定

1.1) [略]

1.2) 安全ベルト

すべての車両にFIA公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~ 3) [略]

1.3) ~ 1.4) [略]

第2条 [略]

第3条 エンジン

3.1) ~ 3.2) [略]

3.3) 吸・排気系統

3.3.1) [略]

3.3.2) マフラーおよび排気管：マフラーおよび排気管（原動機の排気ポート以降の触媒コンバーターを除く管）は、材質、形状（管の太さ、口径等を含む）お

よび排気管の経路を変更することができ、また、排気管出口が複数であったものを単数にすることもできる。変更する場合、第5編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」に留意すること。

[略]

また、第5編細則「ラリー車両およびスピード車両（P車両、PN車両、N車両、SA車両、B車両）の排気音量測定に関する指導要綱」に従い排気音量を測定することができる。

①～③ [略]

3.3.3)～3.5) [略]

第4条～第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第5編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) [略]

9.2) 空力装置

第5編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するためのフロント・リアスポイラー、サイドスカート（サイドステップ）およびリアスクートを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

[略]

①～③ [略]

④第5編細則に定める「エア・スポイラの構造基準（参考）」を満足すること。

9.2.1)～9.4.9) [略]

9.4.10) **隔壁およびバッテリーボックス**：第1条1.2) 安全ベルトおよび1.3) ロールバーによる乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。また、車室内に補機バッテリーが露出している場合は、強固に固定された補機バッテリー（12Vバッテリー）ボックスを設置しなければならない。

よび排気管の経路を変更することができ、また、排気管出口が複数であったものを単数にすることもできる。変更する場合、第4編細則「ラリー車両およびスピードSA車両の後付マフラーに関する細則」に留意すること。

[略]

また、第4編細則「ラリー車両およびスピード車両（P車両、PN車両、N車両、SA車両、B車両）の排気音量測定に関する指導要綱」に従い排気音量を測定することができる。

①～③ [略]

3.3.3)～3.5) [略]

第4条～第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9.1) [略]

9.2) 空力装置

第4編細則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するためのフロント・リアスポイラー、サイドスカート（サイドステップ）およびリアスクートを新たに装着、交換することができる。ただし、何れの場合でも下記事項に留意すること。

[略]

①～③ [略]

④第4編細則に定める「エア・スポイラの構造基準（参考）」を満足すること。

9.2.1)～9.4.9) [略]

9.4.10) **隔壁**：第1条1.2) 安全ベルトおよび1.3) ロールバーによる乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合、難燃性の隔壁板を溶接、リベットおよびビスにより取付けることができる。ただし、隔壁板は後方視界に支障が出ない範囲に設置され、ロールバーやタワーバーと連結されてはならない。

第6章 [略]

第7章 スピードB車両規定

第1条 安全規定

1. 1) ~1. 2) [略]

1. 3) 安全ベルト

すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~3) [略]

1. 4) ~1. 5) [略]

第2条~第3条 [略]

第8章 スピードSC車両規定

第1条 安全規定

1. 1) ~1. 3) [略]

1. 4) 安全ベルト

安全ベルトはワンタッチ式ハーネスタイプとして材質、取付け方法などは、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

1. 5) ~1. 14) [略]

第2条~第8条 [略]

第9条 車体

9. 1) ~9. 10. 9) [略]

9. 10. 10) 排気音量規制

[略] 第5編細則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」参照。なお、開催場所により各都道府県が制定した「音量に関する規定」があればそれに従うこと。[略]

第6章 [略]

第7章 スピードB車両規定

第1条 安全規定

1. 1) ~1. 2) [略]

1. 3) 安全ベルト

すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~3) [略]

1. 4) ~1. 5) [略]

第2条~第3条 [略]

第8章 スピードSC車両規定

第1条 安全規定

1. 1) ~1. 3) [略]

1. 4) 安全ベルト

安全ベルトはワンタッチ式ハーネスタイプとして材質、取付け方法などは、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

1. 5) ~1. 14) [略]

第2条~第8条 [略]

第9条 車体

9. 1) ~9. 10. 9) [略]

9. 10. 10) 排気音量規制

[略] 第4編細則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」参照。なお、開催場所により各都道府県が制定した「音量に関する規定」があればそれに従うこと。[略]

第9章 スピードD車両規定

[略]

第1条 安全規定

1. 1) ~ 1. 4) [略]

1. 5) 安全ベルト

安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプとして、材質、取付方法などは第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

1. 6) ~ 1. 2 2) [略]

第10章 スピードAE車両規定

第1条 安全規定

1. 1) 安全ベルト

すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第5編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~ 3) [略]

1. 2) ~ 1. 3) [略]

第2条~第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第5編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9. 1) ~ 9. 2) [略]

以上

第9章 スピードD車両規定

[略]

第1条 安全規定

1. 1) ~ 1. 4) [略]

1. 5) 安全ベルト

安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプとして、材質、取付方法などは第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。

1. 6) ~ 1. 2 2) [略]

第10章 スピードAE車両規定

第1条 安全規定

1. 1) 安全ベルト

すべての車両にF I A公認安全ベルトの使用を強く推奨する。

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、第4編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」および下記条件に従うこと。

1) ~ 3) [略]

1. 2) ~ 1. 3) [略]

第2条~第8条 [略]

第9条 車体

車体まわりおよび車室内に追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がない第4編細則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取外し、変更が許される。

9. 1) ~ 9. 2) [略]

以上